

入 札 説 明 書

この案件は、電子入札対象案件です。入札参加資格確認申請及び入札手続は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行ってください。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、県の承認を得た後、書面により手続を行ってください。

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称及び数量
物品名 ドラフトチャンバー
数 量 一式
- (2) 調達する物品の仕様等
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和8年3月31日（火）
- (4) 納入場所
島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」中、小分類「理化学機器」又は「産業機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が実施する物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年11月18日17時までに、入札参加資格確認申請書（別紙様式1。以下「申請書」という。）及び添付書類（応札仕様書*等）を電子調達システムにより提出してください。ただし、添付書類の電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるときは、その旨電話連絡の上、添付書類については別途、持参又は郵送してください（提出

期限必着)。

※応札仕様書 入札に参加しようとする物品の仕様が、入札説明書記載の仕様に適合していることを示す書類(様式任意)

- (2) やむを得ない理由により電子調達システムを使用することができない場合は、「4 紙入札参加承認願」に示す手続きにより承認を受けた上で、(1)記載の書類について、書面で下記により提出してください。

ア 提出場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

イ 提出方法

持参又は簡易書留による郵送(令和7年11月18日17時必着)

- (3) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じてください。
また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行ってください。
- (4) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、令和7年11月19日17時までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知します。
なお、書面により申請書を提出した者については、別途、書面により通知します。
- (5) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

4 紙入札参加承認願

- (1) やむを得ない理由により書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願を提出してください。提出のあった承認願については、記載事項を確認の上回答を送付します。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりです。

ア 提出期限

令和7年11月14日17時まで

イ 提出場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

ウ 提出方法

持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)。

5 入札説明会

ありません。

6 入札手続

- (1) 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出してください。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出してください。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出してください。

- (2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価

格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

- (3) 電子調達システムによる入札の期間は、令和7年11月20日9時00分から令和7年11月21日13時00分までとします。ただし、この期間において、入札書が提出できる時間は、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除いた日の午前9時から午後5時までです。

なお、電子調達システムでは、入札参加資格確認通知書が発行されると、上記の入札期間以前であっても入札書を提出できる状態となるので、入札参加資格確認通知書発行後、入札期間以前に提出された入札書についても、入札期間内に提出されたものとして扱います。（書換え、引換え又は撤回をすることはできません。）

- (4) 書面による入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年11月21日13時00分

イ 場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年11月21日13時05分

イ 場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

- (6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定します。ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行います。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行います。

- (7) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、再度入札を行います。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行います。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行います。

ウ 再度入札は、次のとおり2回まで行います。

(ア) 1回目の再度入札

a 電子調達システムによる入札の期間

令和7年11月21日14時00分から14時30分までの間に、電子調達システムの再入札通知書で通知する時間とします。

b 書面による入札の日時及び場所

令和7年11月21日14時30分に、(4)イの場所へ持参してください。

c 開札の日時及び場所

令和7年11月21日14時35分に、(5)イの場所で行います。

(イ) 2回目の再度入札

a 電子調達システムによる入札の期間

令和7年11月21日15時00分から15時30分までの間に、電子調達システムの再入札通知書で通知する時間とします。

b 書面による入札の日時及び場所

令和7年11月21日15時30分に、(4)イの場所へ持参してください。

c 開札の日時及び場所

令和7年11月21日15時35分に、(5)イの場所で行います。

エ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。ただし、その場合でも予定価格は変更しません。

なお、随意契約の協議以降の手続は、電子調達システムによらず、書面により行います。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

(9) 郵便入札

郵便による入札は認めません。

(10) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とします。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(11) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続を行ってください。

ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札執行前には入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中には、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

(12) 調査協力

島根県が、県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とします。

(13) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県産業技術センターに報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずる

ものとします。

7 入札保証金

- (1) 島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。
- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。
- (3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。
 - ア 納付場所
島根県松江市北陵町 1 番地 島根県産業技術センター 総務課
 - イ 納付時期
令和 7 年 11 月 21 日 9 時 00 分から 10 時 00 分まで
- (4) 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記 (3) アの場所において還付します。なお、落札者は該当入札保証金の一部に充当することができます。
- (5) 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属します。
- (6) 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができます。
 - ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。
 - イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、これらの案件の契約書の写しを提出する。
 - ウ 入札保証金の免除に関する誓約書（別紙様式 7）を提出する。

8 契約

- (1) 契約条項
別添契約書（案）のとおりとします。
- (2) 前金払
ありません。
- (3) 契約保証金
 - ア 契約金額の 100 分の 10 以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除します。
 - イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用します。
 - ウ 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。
 - (ア) 納付場所 上記 7 (3) アの場所
 - (イ) 納付時期 落札の日から 7 日以内
- (4) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。

9 質疑

- (1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑がある場合は、入札質疑書により提出してください。提出期限及び書面による場合の提出場所と提出方法は次のとおりです。

ア 提出期限

令和7年11月13日12時まで

イ 書面による場合の提出場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

ウ 書面による場合の提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ（ファクシミリの場合は念のため電話で送達確認をお願いします。）

- (2) 提出のあった質疑については、電子調達システムにより回答します。（この案件の入札公告等を掲載した入札情報サービスの入札予定情報に、追加して掲載します。）

なお、やむを得ない事由により、電子調達システムで閲覧できない入札者については、書面により回答しますので、末尾記載の問い合わせ先まで連絡してください。

10 本説明書の添付書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 入札書（別紙様式2）
- (3) 委任状（別紙様式3）
- (4) 質疑書（別紙様式4）
- (5) 入札辞退届（別紙様式5）
- (6) 紙入札参加承認願（別紙様式6）
- (7) 紙入札書に関する注意事項
- (8) 入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて
- (9) 入札保証金の免除に関する誓約書（別紙様式7）
- (10) 契約保証金の免除に関する誓約書（別紙様式8）
- (11) 契約書（案）
- (12) 仕様書

※(2)、(3)、(5)、(6)は紙入札の場合に使用します。

11 その他

- (1) 電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録されたICカードが必要となります。詳細は、電子調達システムポータルサイトをご覧ください。

電子調達システムのポータルサイトのURL（<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>）

- (2) 電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能がありますが、この機能は使用しないでください。

12 問い合わせ先

〒690 - 0816 島根県松江市北陵町1番地

島根県産業技術センター 総務課 担当 浜田・野田

電話：0852-60-5140 FAX：0852-60-5144

メール：sangisen@pref.shimane.lg.jp